<<理容所・美容所の開設手続きについて>>

理・美容所を開設するには、あらかじめ保健所に開設届を提出し、構造設備等について検査を受け、基準に適合しているか、確認を受けなければなりません。

≪開設手続きの流れ≫

事前相談

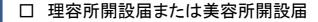
作業場面積や洗浄・消毒設備などの構造設備基準がありますので、着工前に保健所に図面をお持ちいただき、問題となる箇所がないかご相談ください。



検査希望日の 10~14日程度前に

お手続きください。

下記の書類をそろえて、保健所に提出してください。このときに、確認検査の日時を調整します。



\

口 平面図

- - 椅子、洗浄・消毒設備、待合所等の主要設備を記載してください。
 - ・内法の寸法を記載(単位:cm)し、作業所と待合所の面積を求める計算式を、 余白に記載してください。

□ 施設への案内図(地図)

・商業施設内の場合は、店舗の位置がわかるようなフロアマップも 添付してください。

□ 理・美容師免許証(原本)

・氏名に変更がある場合は、理容師美容師試験研修センターでの手続きが 必要です。

□ 管理理·美容師資格認定講習会修了証(原本)

- ・理・美容師が2名以上いる場合は、管理理・美容師が必置です。
- ・他店との管理者の兼務はできません。

□ 診断書(理容師・美容師のみ)

・結核、伝染性の皮膚疾患について、3カ月以内に発行された診断書。

□ 登記事項証明書

- ・開設者が法人の場合のみ。
- ・原本もしくは原本提示の上での写し。

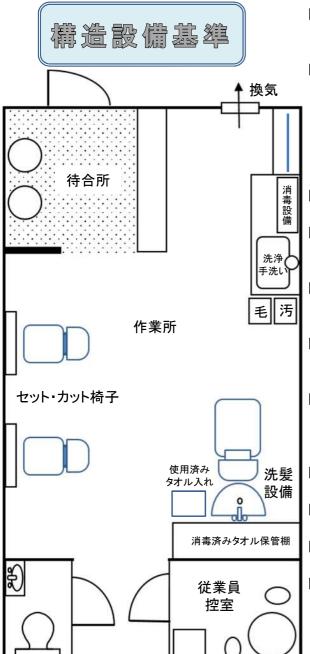
□ 手数料 17,000円

確認檢查

職員が店舗に出向き、届出どおりの構造かどうか、消毒設備はそろっているかどうかなどについて確認検査をします。確認検査で問題がなければ、2~3開庁日で確認がおりますので、営業を開始できます。

確認辭証幾行

確認済証の交付準備が整い次第、ご連絡いたしますので、保健所窓口まで 受け取りにお越しください。



- □外傷の手当に必要な救急薬品及び衛生材料を 備えておくこと。
- 口トイレには手洗い設備を設けること。
- □従業員控室は、壁、扉等で作業所と区画されて いること。

- □施設は、隔壁・扉等により外部や生活空間と完全に区分し、ねずみ・ 昆虫の発生・侵入を防止できること。
- 口作業所と待合所があること。

作業所:面積が内のりで9.9m以上あること。 椅子の台数と面積の関係は下表※のとおりであること。

待合所:作業に支障のない位置に設け、かつ高さ90cm以上 の固定された区画物で作業所と明確に区分すること。

- 口天井の高さは、床面から2.1m以上であること。
- □床、内壁(腰張り)の材質は、不浸透性材料(コンクリート、 タイル、ビニールクロス、クッションフロア等)であること。
- □作業所内に、流水式の手洗い設備と洗浄設備があること。 手洗い設備と洗浄設備の兼用は可。
- □作業所内に、洗顔及び洗髪のための流水式の設備を設けること。 給水栓にホース付きのシャワーヘッド等を設置し、適当な大きさの受けが必要です。
- 口作業所内は明るさを保ち、換気が十分に行える構造設備であること。

照度:作業面で100Lux以上(300Lux以上が望ましい)

換気:室内炭酸ガス濃度が5cm / L(0.5%)以下

- 口ふた付きの汚物箱および毛髪箱を設けること。
- □器具とタオル等の布片は、消毒済みと使用済みで分けて保管すること。
- □消毒済みの器具の保管設備には、消毒済の標示をすること。
- □器具等の消毒設備(消毒薬、紫外線消毒器、蒸気消毒器等)があること。

※作業所面積と設置できる椅子の台数		
作業所面積 ㎡	椅子の台数	
	理容所	美容所
9. 9~	2	4
13. 2~	3	5
16. 5~	4	6
19. 8~	5	7
23. 1~	6	8
26. 4~	7	10
29. 7~	8	12
33. 0~	9	14
以降+3.3毎に	+1	+2

さいたま市保健所 環境薬事課 環境衛生係

〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7-5-12

TEL:048-840-2227 / FAX:048-840-2232 / mail:kankyo-yakuji@city.saitama.lg.jp